

## 要綱第54号

宇和島市離島高校生修学支援補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年 4 月 1 日

宇和島市長 岡 原文 彰

### 宇和島市離島高校生修学支援補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された本市の離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）に居住する保護者の元を離れ、学生寮、アパート等（以下「学生寮等」という。）で暮らし、高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、予算の範囲内において宇和島市離島高校生修学支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。
- (2) 保護者 高等学校等に通学する生徒に対して親権を行う者又は未成年後見人をいう。
- (3) 自宅外通学者 高等学校等の学籍を有している者であつて、当該高等学校等に通学するため、離島に居住する保護者の元を離れて学生寮等（当該保護者の所有する住居を除く。）に居住しているものをいう。
- (4) 居住費 下宿費、寮費、アパート代等の家賃相当額をいう。

#### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、離島に居住する自宅外通学者の居住費を負担した保護者で、市税等を滞納していないものとする。

#### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自宅外通学者に係る1月当たりの居住費とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、自宅外通学者1人当たり月額15,000円を上限とする。

2 補助金の交付対象となる期間は、自宅外通学者の在学期間とし、在学中の3年間を上限とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇和島市離島高校生修学支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1） 高等学校等の学籍を有していることを証する書類
- （2） 自宅外通学者の居住の実態が分かる賃貸借契約書、入寮証明書等の写し
- （3） 保護者全員の市税等の納税・納付証明書又は非課税証明書
- （4） その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、居住費の支払に係る月の属する年度の末日までに行わなければならない。ただし、市長が適当と認めたときはこの限りでない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、宇和島市離島高校生修学支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金を交付することが不適当と認めたときはその理由を付して、宇和島市離島高校生修学支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により速やかに不交付の決定を申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ宇和島市離島高校生修学支援事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、宇和島市離島高校生修学支援補助金変更承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後30日以内に、宇和島市離島高校生修学支援補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付対象期間の居住費を支払ったことを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付方法)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、宇和島市離島高校生修学支援補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定又はこの要綱による市長の指示に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、宇和島市離島高校生修学支援補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し宇和島市離島高校生修学支援補助金返還命令書(様式第9号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。